

平成 25 年度下請状況実地調査結果について

1 調査目的

県発注工事における元請・下請関係の適正化をさらに徹底するため、「福島県元請・下請関係適正化指導要綱」の遵守状況や、元請・下請関係の実態を把握するために実地調査し、必要な指導を行うことを目的とした。

今回の調査では、平成 24 年度の調査結果を踏まえ、下請代金の決定過程、下請契約の締結状況、下請代金の支払状況等の契約から支払までの実態及び保険加入状況を調査するとともに、新たに賃金の支払い状況も確認することとした。

2 調査方法

(1) 調査時期

平成 25 年 10 月～平成 25 年 12 月

(2) 調査対象の選定方法

平成 24 年 7 月～平成 25 年 3 月に竣工した工事のうち、低い落札率で契約した工事の中で、工種・契約金額・地域バランス等を考慮し、元請会社 6 社と下請会社 14 社の計 20 社を選定した。

(3) 調査内容

ア 主な調査項目

- ① 下請代金の決定過程
- ② 下請契約の締結状況（変更契約）
- ③ 下請代金の支払状況
- ④ 賃金支払い状況
- ⑤ 保険加入状況
- ⑥ その他（下請への履行確認結果報告、下請負報告書と下請金額など）

イ 調査方法

調査対象会社を訪問し、以下の関係書類の確認・照合及び関係者（役員、現場代理人、経理担当者など）からの聞き取りを行った。

【確認した関係書類】

- ① 下請代金の決定に関する資料
見積依頼書、見積条件書、見積書及びその内訳書 など
- ② 下請契約から完成までの経過に関する資料
下請契約書（注文書、注文請書、基本契約書、基本契約約款）、
完成引渡書 など
- ③ 支払に関する資料
請求書、支払台帳、通帳、支払通知書 など
- ④ 賃金支払いに関する資料
賃金台帳 など
- ⑤ 保険加入状況に関する資料
保険者番号、伝票 など

3 調査結果

(1) 下請代金の決定過程に関すること

今回の調査対象となった下請契約においては、概ね適正に下請代金が決定されていたが、一部の事業者において、見積書や請書の保管が確認できない事例があった。

ア 一次下請業者において、二次下請業者との間での見積書及び請書の保管を確認できない事例があった。（元請業者は下請業者間の見積書及び請書を保管している。）

イ 元請業者が下請業者1社からの見積書を保管していない事例があった。（下請業者は元請業者に提出した見積書の控えを保管している。）

(2) 下請契約の締結状況に関すること

今回の調査対象となったほとんどの下請契約において、当初契約の締結手続きは適正に行われていたものの、一部の事業者で、下請負報告書の記載と異なる事業者と契約していた事例や、変更契約書の取り交わしがなされていない事例があった。

ア 元請業者は下請業者に見積を依頼したが、一部の工事について、資材は別の事業者から購入することとしたため、当該経費を差し引いた額で合意した。当該別の事業者とは、最終的に資材のみでなく施工費込みの単価で契約したが、下請契約書は締結していない事例があった。

イ 下請業者に追加工事を発注しているが、変更契約書は取り交わしておらず、下請負報告書にも変更を記載していない事例があった。

(3) 下請代金の支払状況に関すること

今回の調査において、支払代金の不払いは見受けられなかったが、下請代金の支払期日が50日を超過している事例があった。

ア 下請代金の支払いまでの期間が下請業者が引渡しの申出を行った日から起算して50日を超えていたが、下請業者は資本金額が4,000万円以上の法人であった。

(4) 賃金支払い状況に関すること

今回の調査において、賃金の未払いや支払い遅延は見受けられなかった。
また、今年度の労務単価引き上げに対し、調査実施時点（平成25年10月～12月）で一部の事業者は賃金に反映させている事例はあったが、大半の事業者は今後の動向を見て判断したいとのことであった。（日給や月給を引き上げた事業者が3者、ボーナスを引き上げた事業者が1者あった。）

(5) 保険加入状況に関すること

今回の調査において、従業員数が少ない事業所で、保険に加入しなければならないことについては認識しているものの、一部の従業員が未加入の事例があった。

ア 社会保険への加入で従業員給料の手取金額が減少するという理由により、一部の従業員が未加入の事業者が1者あったが、社会保険加入を指導の結果、今後の改善意向が示された。

(6) その他

今回の調査において、元請業者と下請業者間で、完成届と検査結果が書面で確認できない事例や、完成届と検査報告書で日付が前後している事例があった。

ア 下請業者が完成届を元請業者に提出せず、口答で済ませている事例や、元請業者による検査結果が書面で残されていない事例があった。

イ 下請業者の完成届と元請業者の検査報告書で、日付が前後している事例があった。

4 まとめ

これらの調査結果を踏まえ、指導事項等については各会社へ通知し、是正措置等を講じるよう指示した。

また、平成26年度以降についても下請状況実地調査を継続し、建設業法を所管する建設産業室と連携して、元請・下請関係の適正化に向け指導を強化していくこととする。

- (1) 実地調査により確認された不適正な事項については、各会社に適正に行うよう指導を行った。
- (2) 福島県元請・下請関係適正化指導要綱に違反した事例については、調査結果と併せて是正措置を講じて報告するよう通知した。
 - ・変更契約書を取り交わさず、下請負報告書の提出もなかったこと（要綱第5の1、第12の1）
 - ・施工体制台帳及び下請負報告書に記載のない下請業者に施工させていたこと（要綱第11の1、第12の1）
- (3) また、建設業法に違反している恐れがあるものについては、建設産業室へ情報提供した。
- (4) 県の指導に対して、請負者の対応が適切になされない場合には、入札参加資格制限、工事成績評定の減点などを行う。
- (5) 実地調査の結果は、全ての調査対象会社を送付するとともに、県のホームページに掲載し、調査対象会社以外にも注意喚起を図ることとする。
- (6) 入札制度等監視委員会へ結果を報告して意見を受け、入札制度や元請・下請関係適正化強化の方策の検討に反映する。